

事務連絡
令和元年11月8日

都道府県
各指定都市衛生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧に係る融資について

独立行政法人福祉医療機構では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しておりますが、災害救助法が適用された地域に所在する医療関係施設等が被害を受けた場合には、当該医療関係施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から融資額の引き上げ等の優遇措置を講じた融資（以下「災害復旧資金」という。）を行っております。

医療関係施設等は、地域医療を守る観点から欠くことのできないものであり、今回の令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等の早期復旧は重要な課題であること等を踏まえ、別紙のとおり、現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じることとしました。

つきましては、被害を受けた医療関係施設等が必要に応じて本特例措置を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知いただくとともに、災害復旧補助金の内示の際には再度本制度の周知等ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線2671）

直通電話：03-3595-2261

(別紙)

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による 災害に係る特例措置の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

1. 建築資金

(令和元年11月8日現在)

災害復旧資金		▶	本災害による特例措置	
融 資 率	90%		100%	
貸 付 利 率 (※1)	基準金利同率	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利 同率		
償 還 期 間 (据置期間)	最長30年 (最長3年)	最長39年(※2) (最長3年)		
無担保貸付	500万円まで	3,000万円まで		
融資限度額	最大14.4億円	担保評価額を上限		

(※1) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。

(※2) 被災以前から医療関係施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、医療施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

2. 機械購入資金

(令和元年11月8日現在)

災害復旧資金		▶	本災害による特例措置	
融 資 率	90%		100%	
貸 付 利 率 (※1)	基準金利+0.8%	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利 同率		
償 還 期 間 (据置期間)	最長5年6か月 【先進医療機器】 最長10年6か月 (最長1年)	最長15年(※2) (最長3年)(※2)		
無担保貸付	500万円まで	3,000万円まで		
融資限度額	最大14.4億円	担保評価額を上限		

(※1) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。

(※2) 被災以前から医療関係施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、医療施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新

たに機構から融資を希望している場合（二重債務）に限る。

3. 長期運転資金

(令和元年11月8日現在)

災害復旧資金		本災害による特例措置	
融 資 率	90%	100%	
貸 付 利 率 (※)	基準金利+0.8%	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利 同率	
償 還 期 間 (据置期間)	最長3年6か月 (最長1年)	最長15年 (最長3年)	
無担保貸付	500万円まで	2,000万円まで	
融資限度額	最大3,000万円	最大「診療報酬及び 介護報酬」の3か月分	

(※) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。

4. その他

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業を既に利用している場合には、元利金の返済猶予についても柔軟に対応。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <http://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

- ア. 融資相談: 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 (電話番号 03-3438-9940)
大阪支店 医療審査課 融資相談係 (電話番号 06-6252-0219)
- イ. 返済相談: 顧客業務部 顧客業務課 (電話番号 03-3438-9939)



福医事第 1111001 号
令和元年 11 月 11 日

都道府県医務主管部長
老健主管部長 様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部長



令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧資金の特例措置について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被害を受けられた皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

標記につきまして、令和元年 11 月 11 日より、別紙のとおり、今回の令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被害を受けた施設等の災害復旧に係る特例措置を講じることといたしました。詳細につきましては、別紙のほか、独立行政法人福祉医療機構ホームページでもご案内しております。また、社会福祉施設に係る特例措置も講じております。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構の特別措置の周知について、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

以上

【本状に係る担当連絡先】

独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部
事業統括課
電話番号（直通）：03-3438-9293



令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかる災害復旧資金の概要（医療貸付事業）

令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかる被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対象範囲

令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災された地域にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
建築資金 機械購入資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 長期運転資金	100%	60～80%

- 「建築資金」、「機械購入資金」及び「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」については、3,000万円まで、「長期運転資金」については、2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。（病院の機械購入資金については、無担保でのご融資はございません。また、長期運転資金については、無担保上限額が施設によって異なります。）
- 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金
建築資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利同率
機械購入資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率
長期運転資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率

- 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- 貸付利率は、償還期間等によって異なります。

- ・ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子貸付の期間中は、0.15%となります）。
- ・ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償還期間（据置期間）

○建築資金

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長39年	最長30年	最長30年
据置期間	最長3年	最長3年	最長3年

○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長8年	最長5年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

○高額医療機器のうち先進医療機器に係る機械購入資金（病院のみ）

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長13年	最長10年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

- ・ 償還期間（据置期間）は、貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被災以前から、施設及び事業を運営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

○長期運転資金

	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長3年
据置期間	最長3年	最長6か月

- ・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年6か月以内となります。

II 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

【融資のご相談】

（東日本）独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部 医療審査課

T E L 03-3438-9940（平日9：00～17：00）

F A X 03-3438-0659

（西日本）独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課

T E L 06-6252-0219（平日9：00～17：00）

F A X 06-6252-0240

【返済猶予のご相談】

独立行政法人福祉医療機構顧客業務部顧客業務課

T E L 03-3438-9939（平日9：00～17：00）

F A X 03-3438-0248